



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和2年5月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D003(4)イ中「ELISA法又はFEIA法」を「ELISA法、FEIA法又は金コロイド凝集法」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D003 糞便検査 D003 糞便検査 (4) カルプロテクチン(糞便) (4) カルプロテクチン(糞便) ア (略) ア (略) イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場 | イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場 合は、ELISA法、FEIA法又は金コロイド凝集法によ 合は、ELISA法又はFEIA法により測定した場合に、 り測定した場合は、3月に1回を限度として算定できる。た 3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要 だし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合に 性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由 は、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細 及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載す 書の摘要欄に記載すること。 ること。 ウ (略) ウ (略)